

武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について
(報 告)

平成26年11月10日

武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会

1 はじめに

下水道は、汚水の収集及び処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防止及び公共用水域の水質保全のために欠くことのできない重要な都市基盤のひとつである。

武蔵村山市の下水道事業は、昭和49年度に着手以来、平成12年度には下水道普及率がほぼ100パーセントに達し、その延長は現在約259キロメートルになっており、その役割を果たしている。

一方、事業開始当初に整備した下水道管きよは、敷設から既に40年が経過しているものもある。標準的耐用年数が概ね50年であることから、今後は施設の維持管理と共に、老朽化に伴う改築更新や長寿命化対策及び地震対策に関する施策等が、下水道事業の特に財政面における大きな課題となってくる。

このような状況において、平成26年7月11日に市長から「武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について」諮問を受け、以後5回にわたり本市の下水道事業の現状や課題について委員相互に認識を深め、慎重に検討を重ね、一定の結論を得たので、ここに報告する。

2 下水道事業における経営の原則

地方財政法第6条では、財政運営の基本原則として特別会計の設置と独立採算の考え方を定めている。

同条では、「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされている。

このことから、下水道事業の運営に必要な経費は、原則として事業の経営に伴う収入（下水道使用料・地方債等）をもって事業運営を行っている。しかし、一般会計が負担することとされている経費に対しては、「地方公営企業繰出金について」の繰出基準に基づき一般会計からの繰入を行うことが認められている。

さらに、下水道使用料については下水道法第20条で「公共下水道管理者は条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とされており、下水道は使用者が特定できる施設であることから、使用者はその受益の程度に応じて下水道使用料を負担することが住民負担の公平性から求めら

れる。

3 本市の現状と課題

このような考え方を踏まえ、本市の下水道事業は、一般会計とは別に下水道事業特別会計として運営されており、これにより、一般の歳入（市税等の収入）及び歳出（支出）と区分して、下水道事業での歳入（下水道使用料等）と歳出（下水道の建設費や維持管理費等）を明確にし、経営状況が明らかになるようにしている。

下水道事業に係る経費負担区分には「雨水公費・汚水私費の原則」があり、汚水に係る経費（汚水処理費）は私費（下水道使用料）、雨水等に係る経費（雨水等処理費）は公費（市費）で負担することとなっている。しかし、下水道事業が長期的かつ先行投資・施設型の事業であることや、下水道使用者の急激な負担増を緩和するため、汚水処理費の一部を地方債及び一般会計からの繰入金等で賄っているのが現状である。

本市の平成25年度下水道事業特別会計の決算額は、歳入が13億2,078万6千円に対し、歳出が12億7,127万1千円となっている。

歳入のうち下水道使用料は10億4,486万1千円であり、歳入に占める割合は79.1パーセントとなっている。また、一般会計か

らの繰入金が、平成25年度決算では1億3,965万9千円となる。下水道事業会計の歳入に占める割合は、10.6パーセントまで減少し、平成22年度に策定された「第四次武蔵村山市長期総合計画」の中で示されている「平成27年度までに一般会計からの下水道事業の繰出金割合を15パーセント以内にする」との目標は既に達成された。

平成25年度における汚水回収率(汚水処理に要した経費のうち下水道使用料により回収した経費の率を示す指標)をみると121.7パーセントであり、数値の上では100パーセントを超えている。

しかし、これは一般会計からの繰入金の一部で汚水処理にかかる費用を賄っているためであり、一般会計からの繰入金を考慮せずに算出した場合の汚水回収率は未だ100パーセントには至っておらず、使用料収入のみで賄えているといった状況にはない。

さらに、平成26年度の地方債の償還金および借入金利子支払経費は、それぞれ3億7,651万9千円及び8,631万7千円となっている。地方債の平成26年度末現在高は、19億9,714万1千円にまで減少する見込みで、平成5年度をピークに年々減少傾向にある。借入金利子支払経費については、平成19年度及び平成20年度に利率の高い地方債の残高18億3,200万円に対し、補償金免除

繰上償還制度を活用し、より利率の低い地方債に借り換えたことで、今後も減少することが見込まれており、地方債償還等に関してその償還が順調に進んでいると言える。

しかしながら、本市では、昭和49年度から下水道整備に着手して以来、敷設から40年が経過している下水道管きよもあり、敷設から30年以上経過した管きよは、老朽化による道路陥没等の可能性も考えられる。下水道管きよの耐用年数が概ね50年とされていることから、今後はその老朽化した管きよに対する改築更新に要する費用は、地方債等によって賄い、その地方債の元利償還費は最終的に使用料によって負担していくこととなる。それに併せ東日本大震災等を教訓として、地震に強い下水道（耐震化）が求められることから、これまで以上に維持管理を強化する必要がある。特に本市の下水道整備は、昭和58年度をピークとして平成初頭までの間に集中的に整備されているため、短い期間に改築更新の時期を迎える管きよが多数発生することとなる。単年度に多額の予算を確保することは極めて難しいことから、新たに地方債を発行しなければならず、また、使用可能な管きよの寿命を考慮しつつ可能な限り事業費を平準化した計画的な改築更新を行っていかなければならない。

こうしたことから、今後の下水道事業については、平成23年3月

に策定した下水道の総合的な計画である「武蔵村山市下水道プラン」に基づき、適正な管理の推進、長期的に安定した下水道経営を目指すことが重要である。

4 財政健全化に向けて

昨今の景気動向は、政府の景気回復政策等により、一定の効果が見られ短期的には回復が見込まれるが、消費税率の改正等により景気が落ち込む不安要素があることから、中長期的な景気動向についてはなお不透明な状況にあると言わざるを得ない。

下水道事業については、長期的な観点で経営を判断する必要性もあることから、短期的な景気動向で使用料の改定を判断することは適当ではない。

本市の下水道事業で、今後生じる改築更新及び地震対策等に伴う事業費は、工法等を工夫することにより過去と比較して低く抑えることが可能であることが予想され、将来の地方債の発行額はこれまでの実績よりも大きく減少すると考えられる。

さらに、今後は維持管理費が増加する見込みであるが、当面の間は、資本費（地方債元金・利子）は大きく減少する見込みのため、使用料収入に対して資本費及び維持管理費が下回ると考えられる。

ただし、先に述べたとおり污水管きよの大部分は敷設から30年以上が経過し老朽化対策を検討する時期であるため、老朽化に伴う改築更新及び地震対策に係る維持管理の需要が、今年度実施している耐震診断の結果次第で、予測よりも増加する可能性がある。一方、下水道使用料については、節水傾向などの生活様式の変化に伴い減少することが予想される。

下水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴い、下水道経営に係る収入と支出は変動する可能性があるが、適宜計画の見直し等を行い、収支のバランスをとることで、長期的に安定した下水道経営を目指すと共に、健全な財政運営のため、使用者負担の適正化を図り、絶えず確認し住民の理解と協力を得られるような経営努力が必要となる。

5 下水道使用料の改定について

本委員会の結論は、これまで述べてきた状況から次のとおりとする。

本市の下水道事業における財政運営の状況は概ね収支の均衡がとれており、近隣自治体との比較においても良好な状況であると言える。また、今後、下水道施設の長寿命化対策や地震対策に関する施策等が具体化されるまでの間は、引き続き、収支に大きな均衡の変化はないものと考えられる。

従って、現時点においては、ただちに下水道使用料単価を改定する状況にはなく、下水道使用料は据え置くことが望ましいと判断する。

6 おわりに

本委員会の結論として、下水道使用料は「据え置き」としたが、現時点では毎年10億円を超える安定した下水道使用料収入があり、財政的に収支の均衡がとれているものの、一般会計からの繰入金に依存している面があることも否定できない。

先に述べたとおり、昨今の先行きの見えない下水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化に加え、これから先の重要課題となる長寿命化や地震対策等の事業を推進していくにあたり、その内容や費用等が具体化された段階で、使用料の見直しについては急激な市民負担増を防ぐため、早めに検討していく必要がある。

いずれにしても、下水道使用料の改定は、市民生活に直接影響するものであり、市民の理解が得られるよう市民に現状をわかりやすく説明し、理解を求めていくと共に、引き続き住民福祉の向上に努めていくべきである。

また、将来的に一般会計からの繰入金に頼ることなく公共下水道事業の独立採算制が成り立つ下水道使用料体系を構築していくために

は、今後においても社会経済情勢の変化や下水道財政の状況に応じて
3年から5年程度を目安に、下水道使用料を検証していく必要がある
ものと考えてるので、これを申し添えておく。